

【震災復旧・復興に関する地区説明会（向栗崎・旭ヶ丘地区）】

主な質疑（概要）

○：参加者からの意見・質問

●：町の回答

※：補足事項

○資料で西荒屋地区の柱状図が示されていた。他地区も含め実施されたボーリング調査の箇所や柱状図を我々も閲覧することが可能か。

●国でボーリング調査8箇所、サウンディング調査17箇所を実施しており、調査完了後に公開する方向で考えたい。

○9月か10月に地盤改良の工事を予定している。被災宅地等復旧支援事業の申請が事前に必要になるのか、後日でも支援の対象になるのか。

●申請前に工事をしてもらっても構わないが、工事が支援の対象となるかどうかご留意いただきたい。内容は町で判断する。

※工事完了後の申請でも対象にはなるが、事前に支援対象の工事となるか相談窓口にて確認をしていただきたい。

○リビングの傾き修復のため、住宅の応急修理制度の申請をした。業者からは200万円強の見積であり、住宅耐震化促進事業も活用できるか。

●町で住宅基礎の傾斜修復工事に該当するか確認した上で支援対象となるかを決定することになる。

※工事内容によっては両制度の併用は可能である。対象となるか相談窓口にて相談していただきたい。

○自宅の前面道路が隆起しているため、住宅が傾いている。道路を修復しないと対応できない。

●被災宅地等復旧支援事業では、土地の隆起も対象となる。地震の影響で宅地が被害を受けたかで判断することとなる。ご相談いただきたい。

○1mほどの高さの擁壁の上に3～4軒の家が並んで建っていたが、50～60cm陥没し、宅地が広がった状態にある。どのように境界を定めたらよいか。現状を見に来ていただいて、対策を教えてもらいたい。今後、台風シーズンに入り瓦が飛んできた場合など、だれが責任を取るのか。丈夫な家であれば良いが、風で飛ばされる可能性がある。

●9月1日に無料相談会があり、建築士が相談者と現地を確認することも可能である。専門家に現地を見てもらえればよい。建物の相談がメインであり、宅地・地面のことは分からない場合もあるが、建物の状況と併せて宅地の状況も見てもらいたいこともある。

※9月1日の相談会では、弁護士相談も実施します。土地の境界トラブルや瓦の飛散による損害の責任などの法律相談についても可能です。

○仮設住宅の入居期間は2年とのことだが、延長を検討してほしい。

●現状は2年の期間としているが、復旧復興の状況をみると長引くことが予想され、国や県には延長の申し入れはしている。延長となればお知らせします。

○危険ブロック塀除却について、自宅の塀は自費で一部撤去したが、残りは県道復旧後に着手し、その際は支援制度を利用したいと考えている。危険ブロック塀除却の完了期限が令和7年3月31日となっているが、それまでに着手することは可能か。

●現時点の完了期限であり、確実に終わるということではない。延長の可能性もあるので、改めてお知らせする。

※当該補助制度は今回の地震により創設された制度ではなく、令和2年度より実施している年度ごとの事業であるため、当該年度末を完了期限としております。来年度以降の事業予算の継続については検討します。

○期限設定は不安をあおるように感じており、延長を考えているのならば、むしろ期限を書かない方がいいのではないか。

●期限を設けないと復旧が進まない側面もある。延長についての要望等があれば教えてほしい。

○1月1日から工場が稼働していない。そのような状況に対して町からの支援はないのか。住宅と違い、工業に対する助成はない。「石川県なりわい再建支援等補助金」を使っても仕事も動いていない中、1/4が自己負担となり、すぐに動くわけでもない。町としてどう考えているのか。

●現行の町制度ではその点を支援するものがない。町で何ができるか検討させていただきたい。